

## 特記仕様書

### 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、「海岸防潮堤管理事業野田地区陸閘機械設備点検業務委託」に適用する。

### 第2条 諸法規の遵守

受注者は業務の実施にあたり労働安全衛生法等諸法令及び業務に関する諸法規を遵守し、その運用にあたって適用事項となる一切のものに関しては、受注者の負担と責任において行うものとする。

### 第3条 点検箇所等

点検箇所は九戸郡野田村野田地内であり仕様は下表のとおり。

名称	野田3号陸閘
形式及び構造	アルミ合金製横引ゲート
純径間及び高さ	幅9.50m、高さ4.37m
開閉方式	電動及び手動

### 第4条 点検業務期間

令和6年12月13日までとする。

### 第5条 点検内容等

主な点検内容等は下記のとおりとする。

- (1) 施設全体の目視点検、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤、自家発電装置、電源設備、門扉周辺土木構造物の点検、目視点検後の確認運転（全開全閉を行う総合操作の機能確認及び調整）、準備、後片付けまでとする。
- (2) 点検時に行う軸受給油等の少量の潤滑油類の補給を含むものとする。
- (3) 施設を外部からの目視による点検及び分解を伴う内部の目視点検のほか、点検用器具（テストハンマー、メガテスター、マイクロメーター、シックスネスゲージ、塗膜厚計等）で点検し、簡易な給油等を行った後、確認運転を行う。なお、必要に応じてゲート板厚を測定する。

### 第6条 一般事項

- (1) 点検業務の実施にあたり必要とする機器及び消耗品は、受注者の負担とする。
- (2) 資格等を必要とする作業は、当該資格を有するものに行わせるものとする。

## 第7条 事故発生時の措置

機械設備に不具合等が発生した場合は、必要な措置を講ずるほか原因究明に協力するものとし、必要に応じて再発防止のための助言、精密検査等を実施するものとする。

なお、上記に係る費用については、監督職員と協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とする。

## 第8条 安全対策

作業員に対する安全管理の教育、必要な安全対策を講じ、作業中の事故が発生しないよう安全管理を徹底すること。

## 第9条 緊急対応（津波注意報・警報時の対応）

野田3号陸閘に限り、津波注意報等が発令された場合には、陸閘操作者等の関係機関と連携して安全・確実に陸閘の閉操作が行えるよう対応するものとする。

## 第10条 業務計画書

点検整備方法等について記載した業務計画書を事前に作成し、監督職員へ提出すること。これに変更が生じた場合も同様とする。

## 第11条 提出書類

作業が終了した際は、点検シート並びに作業状況を撮影した写真等を点検実施結果報告書にとりまとめ、1部提出するものとする。

## 第12条 発生品及び撤去品の処分

発生品及び撤去品は、適正に処分するものとする。

## 第13条 その他

点検の結果、設備の不具合等による機器の取換え等を早急に実施する必要が認められた場合は、資料を作成し監督職員と協議するものとする。

また、本業務における問題、質疑が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。